

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第2回 枚方市立くすの木園民営化法人選定審査会
開 催 日 時	平成30年11月20日（火） 18時00分から18時42分まで
開 催 場 所	枚方市役所別館 特別会議室
出 席 者	小寺委員、荒委員、東委員、石田委員、杉本委員、山下委員、原田委員
欠 席 者	なし
案 件 名	①枚方市立くすの木園民営化法人募集要項（案）について ②枚方市立くすの木園民営化法人選定審査会選考基準（案）と選考方法について
提出された資料等の名 称	<ul style="list-style-type: none"> ・枚方市立くすの木園民営化法人選定審査会 資料修正内容一覧表 ・資料6-1枚方市立くすの木園民営化に係る運営法人募集要項（案） ・資料8-1枚方市立くすの木園民営化運営法人選定審査会選考基準（案） ・資料10-1今後のスケジュール（案） ・枚方市立くすの木園移管に係る提出書類 様式4 事業計画書 ・ " 様式9 提案内容概要書
決 定 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・枚方市立くすの木園民営化に係る運営法人募集要項（案）について、本審査会の指摘内容等を踏まえて修正、確定することを確認した。 ・枚方市立くすの木園民営化法人選定審査会選考基準（案）について、本審査会の指摘内容等を踏まえて修正、確定することを確認した。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	<p>案件1は公開</p> <p>案件2は枚方市情報公開条例第5条第1項第6号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議を行うため非公開。</p>
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	本審査会の答申後に公表
傍 聴 者 の 数	3人
所 管 部 署 (事 務 局)	障害福祉室

審 議 内 容

(会長) 皆さん、こんばんは。委員の皆様全員おそろいですので、審査会を始めたいと思います。では最初に、事務局より御報告をお願いします。

(事務局) それでは第2回審査会の開催に先立ちまして、阪本福祉部長より御挨拶を申し上げます。

(福祉部長) 皆さん、こんばんは。部長の阪本でございます。委員の皆様におかれましては、御多用の中、枚方市立くすの木園民営化法人選定審査会に御出席いただき、誠にありがとうございます。また7月の第1回審査会では、募集要項等御審議をいただき、ありがとうございます。さて皆様も御承知のことと思いますが、8月より民営化法人の募集を開始いたしました。現地説明会には2法人の参加があったものの、最終的には応募がなかったという結果に至っております。説明会に参加された法人にもお話を伺った上で、その内容を踏まえて改めて募集要項を見直し、再度募集をかけたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましては再度の御審議とはなりますが、どうぞよろしくごお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくごお願いいたします。

(事務局) それでは冒頭に、前回欠席されておられました杉本 隆志委員の御紹介をさせていただきます。経理に関する専門知識を有する委員として御出席をしていただいております。よろしくごお願いいたします。

(委員) よろしくごお願いいたします。

(事務局) 続きまして、本日の出席状況の報告をいたします。本日は全ての委員から御出席をいただいております。枚方市附属機関条例で委員の2分の1以上の出席をもって開催すると規定しております。本日は委員数7人のうち出席者は7人でございますので開催要件を満たしていることを御報告いたします。

続きまして、本日お配りしている資料について御確認をお願いします。

一番上にありますのが、本日の次第でございます。

次に、枚方市立くすの木園民営化法人選定審査会資料内容一覧表でございます。これは、資料が3部に分かれておまして、まず左肩「資料6-1」となっております、ホチキスどめした2枚物の資料、それから「資料7-1」となっております、1枚物の資料。それから「資料8-1」となっております。以上が、資料内容一覧表でございます。

次に「資料6-1」としまして「枚方市立くすの木園民営化に係る運営法人募集要項(案)」でございます。

次に、「資料8-1」「枚方市立くすの木園民営化運営法人選定審査会選考基準(案)」。

次に「資料10-1」「今後のスケジュール」。

枚方市立くすの木園移管に係る提出書類といたしまして、様式4の事業計画書及び様式9の提案内容概要書。

グレーのファイルをお配りしておりますけれども、こちら第1回の審査会の資料をファイルにとじた物でございます。ファイルには第1回審査会でいただいた御意見を反映して修正しました最終の募集要項などの資料もあわせて入れさせていただいておりますので、また後ほど御確認いただけたらと思います。

資料は以上となります。過不足等ありましたらお申し出ください、よろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

(会長) それでは次に、会議運営事項の確認について、事務局より御説明をお願いいたします。

(事務局) 会議運営事項のうち、会議の公開・非公開について確認をさせていただきたいと思います。第1回審査会におきまして、会議の公開・非公開について御審議いただきまして、募集要項の内容については、枚方市情報公開条例で定める非公開事由に該当しないため公開、また選考基準・選考方法については、非公開事由に該当するため非公開、また次回、第2回以降の会議は非公開ということで、御決定をいただいたところでございます。法人の応募があり、今回から選考に入るということであれば、今回の会議は非公開となるところですが、応募法人がありませんでしたので、改めて募集要項の見直しについて御審議いただくこととしております。そのため第1回審査会と同様に、案件①の募集要項(案)については公開、案件②の選考基準、選考方法については非公開となるかと考えておりますが、いかがでしょうか。

(会長) これは前回確認いただいたものと同じですね。では案件①の募集要項(案)については公開、案件②の審査会選考基準案についての議論については非公開という事務局からの案ですが、よろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

(会長) ありがとうございます。それでは本日の案件①は公開、案件②は非公開といたします。傍聴者の方はいらっしゃいますでしょうか。

(事務局) 傍聴者は3名おられます。

(会長) そうしましたら傍聴を許可しますので、御入場をお願いします。

(傍聴者 入場)

(会長) それでは、次第の案件に移りたいと思います。

まず案件①といたしまして、「枚方市立くすの木園民営化法人募集要項（案）について事務局から御説明をお願いしたいと思います。

(事務局) 資料の修正内容一覧表に沿って御説明したいと思いますので、資料6-1の募集要項案の資料修正内容一覧表をご覧くださいませでしょうか。前回の募集の際には、現地説明会には2法人が参加されたものの、どちらも応募されなかったという結果になっております。その後現地説明会に参加された法人に応募されなかった理由などについてお話を伺いまして、そうしたことも踏まえて改めて募集要項案をまとめさせていただきました。修正点についてですが、資料6-1の募集要項案をもう一つつけておりますのでそちらの8ページも見ながらお聞きいただけたらと思います。用地の配置図、施設の位置図がついているページがございます。よろしいでしょうか。

まずは修正点の1つ目としまして、「3. 移管条件（1）用地について」ということになっております。募集要項案の8ページをご覧くださいませと位置図等がついておりますが、以前の募集要項では現在のくすの木園の敷地約1,423平方メートル及び、その下の部分、隣接地のすぎの木園の敷地約3,089平方メートル、この両方を無償で貸し付けることとしておりましたが、今回、継続して貸し付けるのはすぎの木園の敷地のみといたしまして、くすの木園の敷地については、一旦貸し付けてそこで運用していただくんですけども、すぎの木園の跡地に新施設が整備されてそちらに移転が完了した後は、くすの木園の敷地については市に返していただくこととしたいと考えております。これは、旧の募集要項では新施設へ移転した後に、くすの木園の旧施設を法人に撤去していただき、両方の土地をあわせて活用していただく内容となっておりますが、くすの木園の旧の既設建物を撤去する費用の負担が大きい、それから両方を合わせた用地が広すぎる、といったお声がありましたので、見直しをさせていただいたものでございます。

続きまして修正内容の2番目、（2）の建物等について、前回はくすの木園の既設建物や備品等を契約により無償で譲渡する、としておりましたが、今回建物は無償貸し付けといたしました。用地にあわせて新施設へ移転した後に、用地とともに市に返していただく形となります。なお、備品につきましては、修正内容一覧表2ページ目を見ていただきますと、「（3）備品・物品について」という項目を新たにつけ加えておりますけれども、こちらは前回同様、無償譲渡としております。1ページ目に戻っていただきまして、（2）の③AEDの部分ですが、今回、AEDの設置につきましては、保護者会に説明に伺った際に、AEDだけでなく防犯カメラも設置するようにしてほしいとお声をいただきましたので、今回AED及び防犯カメラ両方を設置ということで追加させていただきます。

続きまして2ページ目の④になります。旧の要項に入っておりました「くすの木園の建物の解体を速やかに行うこと」という部分を削除しております。新たに、建物貸し付けとなりましたので、「貸付建物の維持管理に要する費用の負担について、法人の負担とします」という項目を新の要項に追加しております。

次に、旧では（4）になっております。整備のスケジュールについてですが、「平成

34年度「旧くすの木園の解体」となっておりますが、これも法人で解体はしていただきませんので削除しております。

次に、「(7) 新施設整備に係る補助について」でございます。施設整備に係る補助については、前回も、国の補助制度を活用した「枚方市障害者施設等整備費補助金」の交付対象となることを記載しておりましたが、現行の補助制度は、国に補助金の協議をあげて、結果として減額あるいは採択がされなかった場合には、減額された分の負担は全て法人負担となりますので、つまり不採択となれば、国・枚方市からの補助金は一切なく、施設整備を全額法人の負担でしていただくという制度となっております。この部分について、やはり、不採択になるかもしれない、また大きく減額になるかもしれない、ということになると、施設整備の資金計画に大きな影響が出てくることから、法人に応募いただけなかった一つの大きな原因になっていると考えております。今回、修正をさせていただきます、文章が少しわかりにくいかもしれませんが、まず国に補助協議をしていただいて、国からの内示額が減額された場合には、市の負担分を増額して、国で減額された分を市が補填し、協議当初時点の国庫補助基本額と同額を補助するという形で、補助額の保証をするように修正しております。これは減額になった場合のことで、不採択となった場合は翌年度もう一回チャレンジしていただいて再度協議をあげていただきまして、2回目でも不採択になった、あるいは減額になった、その場合には同様に国で減額された分を市で補填し、補助額の保証をするという内容となっております。

続きまして、4の応募資格及び条件について御説明させていただきます。まず4の(4)のところで、旧の要項では「移管前のサービス内容(行事も含む)を可能な限り引き継ぐこと」としており、またその下の「(9) サービス内容等について」の①の部分で「日課や年間計画については、可能な限り従来の内容を引き継ぎ実施すること。従来の内容を変更する場合はあらかじめ保護者に説明し、理解が得られるよう努めること」としておりました。この部分について、法人からヒアリングをさせていただいた際に、くすの木園の運営をそのまま引き継ぐということについては、各法人のカラーもある中で、なかなかハードルが高いというお声をいただいています。現在の運営や保護者の意向を尊重していただきたいという思いがある一方で、やはり運営法人が変わる以上、運営のあり方も一定変わらざるを得ない部分があるのではないのかというところから、この部分の表現を少し見直しさせていただいて、(4)のところからは削除させていただき、(9)の部分では「移管前の日課・年間計画や保護者の意向を踏まえ、利用者の障害特性等に応じたサービスを提供すること」とさせていただきます。

続きまして4ページになりますが、「(10) 職員について」②で、旧の要項では「生活支援員等は有資格者や経験年数に配慮した配置とすること」としておりましたが、生活支援員には本来資格は求められていないことから、有資格者の部分を強調せず、「経験年数等」という形で表現を見直しております。

最後は参考資料1の用地概要につきましては、最初の「用地について」御説明しましたとおり、くすの木園の用地の貸付期間を新施設への移転完了まで、すぎの木園跡地貸付期間を、前回は9年としていたところ10年間とし平成43年3月までと変更をしております。

ます。

募集要項（案）の修正部分については、以上となります。

続きまして、「くすの木園移管に係る提出書類」の修正について御説明いたします。

資料7-1の修正内容一覧表をご覧くださいでしょうか。別添資料で様式4の事業計画書と様式9の提案内容概要書もつけておりますが、その中から修正している部分のみを記載しております。基本的には防犯カメラの設置、生活支援員の資格や、先ほど御説明させていただいた募集要項案の修正に合わせた修正内容となっております。

それ以外の修正といたしましては、様式9提案内容概要書6ページの要求事項32について、「合同支援期間中の職員体制が確保されているか」という表現になっていたところですが、応募をいただいた時点では職員体制の確保までは困難ではないかということから、「職員配置を予定しているか」というふうに修正しています。

また、その下、要求事項37のボランティアの受け入れについても、「受け入れる体制ができていないか」としておりましたところ、これも応募時点ではそこまでは困難ではないかということで、「受け入れる姿勢があるか」と修正をしております。

以上で、案件①の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

(会長) ありがとうございます。前回の募集要項案からかなり修正がなされて、おおむね緩和されていますね。事業所が受け入れやすいような表現にもなっておりますが、委員の皆さんいかがでしょうか。何か、御意見御質問ございませんでしょうか。

(委員) 幾つか確認させていただきたいのですが、まず、貸付期間について、法人で整備し、移転が完了するまでの間とありますが、それより上回る可能性もあって何か含みを持ってしまうことにならないでしょうか。いつまでたっても建てないという可能性を含んでしまう解釈になりませんか。

(事務局) それについては、募集要項案の2ページで、(5)整備のスケジュールについての記載は、平成33年度新施設整備の着手、移転。これが平成34年3月31日となっております。基本的には直近までに移転していただきたいと思っております。先ほど施設整備補助の説明をさせていただいた際に、1年目、国に補助協賛をあげて不採択だった場合、翌年度にもう一度協賛をあげていただきますので、その場合のスケジュールは1年ずれて、平成35年3月31日までには施設を建設していただきます。

(委員) わかりました。これは市民目線で考えると、ある程度限界が明確な方がいいと思われました。例えば(5)を参照し、最長平成35年3月31日が上限であるというような記載がある方がいいかと思われました。

続きまして、4ページの4(9)サービス内容等で、「保護者の意向を踏まえ」というのはいいのですが、基本はやはり利用者の意見というのを忘れないようにという意味合いも込めて、利用者及び保護者とする方がいいかと思われました。次に、生活支援員の経験年数等について、確かに経験年数は重要ですが、経験年数が長ければスキルが高

い、有資格だから優秀とは限らないとは思いますが。経験年数という言葉だけがあると、ベテランが優先、ベテランがいいと見えてしまうのも引っかけりを感じましたので、能力等、何か抽象的ではありますが、もう一つ用語を入れてもいいのではないかと思います。私からは以上です。

(会長) はい、ありがとうございました。他ございませんでしょうか。

(委員) 旧のくすの木園建物を法人で解体しないということは、新しい施設が完成した後、お返しするという形になるのでしょうか。

(事務局) はい。

(委員) もしも国との協議が2年とも採択がなければ、市がその分は全部出していただけるというように聞こえましたが、その辺りいかがでしょうか。

(事務局) そうです。

(会長) ありがとうございました。他ございませんでしょうか。

(委員) 敷地について、すぎの木園で新施設を整備して移転されたら、くすの木園は返すという話しの中で、広すぎるからおっしゃっていましたが、動線の面は問題ないのかなと思っています。現在、すぎの木園もくすの木園も職員の駐車場は全部、敷地外の場所を使用していますし、畑もあります。解体費用を市で負担することは賛成ですが、職員の駐車スペースや事業の実施のことを鑑みますと、土地の広さについてはもう少し検討が必要ではないかと思いました。以上です。

(事務局) 確かに車でないとなかなか行きにくい場所ですから、職員の駐車場については、市の土地を有償で貸し付ける等の協議ができないかと考えております。畑についても、その後の土地活用の検討もありますので、貸し続けるのは難しいと思っております。

(会長) よろしいでしょうか。他ございませんでしょうか。

(委員) 6ページの要求事項32 移管前の引き継ぎについて、「職員体制が確保されているか」から「配置を予定しているか」と変わっていますが、もし予定の状態が続いてしまった場合、どのような影響が出るのか教えていただけますでしょうか。

(事務局) 法人が決定しましたら、来年度、1年間かけて引き継ぎをする中で最後の3カ月間は合同支援期間として職員を配置していただいて、現在の職員とともに支援をしていただきますので、そこまでには必ず配置を決めていただく必要があります。ただ、応募

時に名前を挙げるのは厳しいという意味で「予定しているか」という表現に変えていますが、合同支援期間までには必ず配置をしていただくことになります。

(委員) この部分だけ見ると、少し後退したように感じるのですが、職員の確保というのは非常に大切なことだと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(会長) 他、ございませんでしょうか。

(委員) 敷地について、くすの木園の利用者はバスと2台のワゴンで通所しています。新しい建物が建たないとわかりませんが、バス1台とワゴン車の出入りや職員用等のことを考えると、貸付面積が減ってしまうことは私も不安に感じます。以上です。

(事務局) 募集要項案の8ページの位置図を見ていただけますでしょうか。②の新設用地のすぎの木園跡地となっている部分で、左側に道路が通っておりまして、現在、子供さんの施設のすぎの木園の通園バスはこちらの道路から進入して、敷地内にバスを駐車しています。ですから、同じような形で、左側の道路から入っていただいて、中に送迎バスを停めていただく配置になると思います。

(委員) 先ほども言われていましたが、土地の範囲については検討が必要ではないかと思えます。敷地が広過ぎるとおっしゃる法人もあれば、このままでいいという法人もたくさんいらっしゃるのではないかと思います。例えば職員の駐車スペースや今後新しい事業をされる際のスペースがどうなるのか。それから職員について、これは4(10)3については以前と変わらないという解釈でよろしいですね。くすの木園に勤務している職員が移管後のくすの木園で勤務を希望する場合は採用について積極的に検討することという項目は変更せずに入っていることでよろしいですね。

(事務局) はい、変更ありません。確かに土地の広さについては法人により違いがあるかと思えますが、説明会に参加された法人からは広いとのご意見と、広ければ管理も大変になるとの御意見をいただきました。すぎの木園の敷地だけでも今のくすの木園の倍ぐらひはあります。職員の車は敷地内に停めるのではなく、また別の場所でお貸しするという形で協議することは可能かもしれませんので、事務局としては②のすぎの木園部分のみという提案にさせていただいたものです。

(委員) 土地のことについて、委員がおっしゃるように、継続して利用したいと考える法人があるかもしれませんので、移転完了後も利用したい場合には別途協議を行える可能性を残すような、含みを持たせる記載にすることは難しいのでしょうか。必要最小限度で利用したいということがあれば、ある程度ニーズに応えられるのがいいかと私も感じています。

すぎの木園は10年後に更新となっておりますが、もう一回無償で10年更新するイメー

でよろしいでしょうか。

(事務局) はい。

(会長) ほか、ございませんでしょうか。

(委員) 募集要項から少し話が逸れてしまうのですが、この前の保護者会で、2回目募集でも応募がなかった場合、今後、くすの木園はどうなってしまうのか、とても不安だという意見が出ました。応募者が現れなかった場合のくすの木園の今後について、市ではどのようにお考えでしょうか。次の保護者会で説明していただく時までには、御回答いただきたいという意見が多くありました。

(会長) それは不安でしょうね。

(事務局) 御不安は当然のことだと思います。今は再募集をかける段階ですので、何とか応募していただけるように努力しているところですが、もし応募がなかった場合、再々募集を行うのか、指定管理を継続できるのか等を考えなければなりません。様々な選択肢があると思いますので、その時点で検討することになりますが、今の時点では何とか手を挙げていただけるように頑張りたいと考えております。

まだ募集期間中ですので、保護者会にはこのような回答しかできませんが、よろしくお願ひします。

(会長) よろしいでしょうか。前回の募集要項からかなり緩和して、法人が応募しやすいような、特に財政的なバックアップというのはかなり大きいでしょうね。土地は単純に今の倍ほどありますが、どのような形で活用していくのかの工夫も必要ですので、そのあたりは少し今後の課題になるかと思ひます。

委員の皆様方からいろんな御意見いただきましたが、これを踏まえて事務局と私で資料の修正を行って、最終案については委員の皆様方に再度お示しして、メールか郵送で目を通していただく流れにしたいと思ひますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(会長) ありがとうございます。それでは、先ほどの説明のとおりで進めたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

では、次の案件②に移りたいのですが、案件②に関しては非公開と決定しておりますので、傍聴人の方には資料をそのまま自席に置いたまま、御退席いただきますようお願ひいたします。

(傍聴者退席)

(会長) では案件②「枚方市立くすの木園民営化法人選定審査会選考基準(案)と選考方法について」事務局から御説明をお願いします。

(事務局) **資料8-1**選考基準(案)の修正内容の一覧表をご覧ください。

選考基準(案)の内容は、先ほど御説明させていただきました提案内容概要書に沿った形になっておりますので、修正点も同様です。まず、1ページの2、番号12の部分で、AEDに防犯カメラを追加して設置をするということで修正しております。それから番号27、こちらも「有資格者の福祉専門職の配置を予定しているか」としていた部分を削除し、「経験年数等に配慮した構成」という形で変更をしております。それから、引き継ぎに関する事項として番号32、こちらも「合同支援期間中の職員体制が確保されているか」としていた部分を、「職員の配置を予定しているか」。それから、番号37のボランティアの受け入れ態勢について「受け入れる姿勢があるか」と修正をしております。

修正箇所については以上となります。配点の変更はありませんので、満点は前回同様99点となっております。選考方法についても特に修正は考えておりません。選考方法の詳細につきましては、前回一度御説明しておりますが、次回の書類審査の際に、実際に選考していただく際に、改めて御説明をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

簡単ですが案件②の説明は以上です。

(会長) ありがとうございます。ただいまの説明に関しまして委員の皆様、何か御意見御質問ございますでしょうか。先ほど議論していただいた部分を見直し、少し修正することになります。

(意見なし)

(会長) 選考基準は前回審議したものと同じですね。ただこの提案内容の概要書に関しては、先ほど議論した部分を少し修正にするということで、緩和して応募しやすいようにしたから、少し甘いのではという御意見もございますので、難しいところですが、その辺はまた検討していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(会長) それでは、案件ではありませんが、今後のスケジュールについて、事務局から御説明をお願いします。

(事務局) **資料10-1**「今後のスケジュール(案)」をご覧ください。

本日の審査会でいただいた御意見を反映しまして、資料を修正した後、募集要項を確定いたしまして、来週の11月27日を目処に応募書類の配布を開始したいと考えております。

12月14日を現地説明会・見学会の受付を締め切り、18日火曜日に説明会・見学会を実施する予定です。法人からの質問受付は21日に締め切り、27日までに市から回答をお示します。お正月を挟みまして年明けの1月11日から申請の受付を開始しまして、締め切りは1月28日とさせていただきます。

次回、次々回の審査会は、事務局で日にちの調整をさせていただきまして、第3回の審査会を2月の中旬ごろ、第4回の審査会を3月の中旬ごろを目処に開催をさせていただきたいと思っております。第3回の審査会では、書類審査を行い、第4回の審査会ではプレゼンテーション及び法人の選考を実施する予定としております。

簡単ですが以上でスケジュールの説明を終わらせていただきます。

(会長) ありがとうございます。事務局から今後のスケジュールについての御説明をいただきましたが、皆様方にはお忙しいところ、大変だと思いますが協力しながら次回からの審査を行いたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

また、前回の審査会でも提案させていただきましたが、法人財政の分野については専門家の委員に集中的に見ていただき、次回の審査会でご説明をいただきたいと思うのですが、委員、いかがでしょうか。

(委員) わかりました。

(会長) ありがとうございます。それではよろしく願いいたします。

これで本日予定しておりました全ての案件が終了いたしました。その他、事務局から何か連絡事項ございますでしょうか。

(事務局) 先ほども申し上げましたが、第3回、4回の審査会の日程を調整させていただきまして、後日お知らせさせていただきたいと思っております。できるだけ早目に御連絡させていただきたいと思っておりますので、皆様、お忙しい中とは思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。 以上です。

(会長) ありがとうございます。それでは、以上をもちまして、本日の会議を閉会いたしたいと思います。ありがとうございます。